

「鳥取県青少年健全育成条例（案）」に対する意見募集結果の概要

H25.1.11
 青少年・家庭課

1 パブリックコメントの募集等

- (1) 募集期間 平成24年12月21日（金）から平成25年1月10日（木）まで
- (2) 周知方法 条例案をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び市町村役場窓口で概要チラシを配架した。また、報道機関への資料提供、関係団体、店舗などへ概要チラシを郵送した。
- (3) 応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
4 (3)	5 (3)	10 (3)	19 (9)

※意見件数。応募者数は括弧書き。

2 主な意見の内容とそれに対する考え方

(1) 賛成意見

意見の概要	県の考え方
①体に悪影響を及ぼす薬物使用をあたかも認めているかのような映像、書物に関する規制が今までなかった事が間違いで、直ちに施行して欲しい。	改正案を2月定例県議会に付議する予定です。
②青少年が薬物に手を染めれば、結果として本人、家族は地獄の苦しみを味わうこととなりますが、国家として重大な損失となります。改正（案）は当然のことでしょう。	
③有害図書指定とその違反者に罰金が科せられることで抑止効果が期待できる。	
④薬物が安易に入手できる時勢にあり、その薬物の乱用がとても危惧される。有害図書指定と罰金等の改正に賛成する。厳しく取り締まって欲しい。	
⑤他県が「犯罪を助長する」という広い要件で有害指定しているのに対し、鳥取県は薬物に絞って有害指定基準を限定したことは良いと思います。	

(2) 反対意見

意見の概要	県の考え方
⑥販売側での書籍の閲覧、検閲は現状無理があります。書籍の原作側及び印刷業界も罰則を適用すべきと考えます。一番文句の言いやすい小売り店ばかりをターゲットにしてもらっては困ります。	出版された図書類のうち青少年にとって有害と思われる図書類を、青少年に見せないようにするためには、図書販売の現場の方の協力が不可欠であると考えているので御理解をいただきたい。
⑦創作物が人を凶悪犯罪者に変えるなどという俗説「協力効果論」は科学的に否定されており、この臭い物に蓋でしかない方策に意味はあるのでしょうか。	青少年は、成年に比べ情報の影響をうけることが大きいことから、青少年に対する情報については一定の制限を行い、青少年を薬物乱用被害から保護することが必要と考えています。
⑧1月1日から薬物に関する図書類の自主規制が施行されたところで、附帯意見があったにせよ、罰則を伴う有害図書指定の新設は時期尚早ではないか。	脱法ハーブを吸って救急搬送された事例が県内でもあり、こういった被害が県内で広がらないよう、青少年条例をより効果の高いものとするため、1月1日に施行された自主規制に、有害図書指定を加えることが必要だと考えています。

(3) その他の意見

意見の概要	県の考え方
⑨興味本位に体験する若者達には、最初は少量でも、次第に溺れてしまった挙げ句、その後の人生がどの様になってしまったかとかの結末がわかる位のコマーシャルを国としても取り上げて欲しい。若者が健全に人生を全う出来るように、みんなで見守ってあげたいと思う。	国（厚生労働省）と鳥取県では薬事担当課において従前より「薬物濫用ダメ、ゼッタイ運動」を実施し、若者に限らず県民一人ひとりが薬物乱用による危害を認識し、薬物の濫用被害に遭わないよう啓発活動を行っています。 今後は「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、啓発活動を強化するとともに、薬物濫用に対する県独自の規制にも取り組むよう検討しています。
⑩すでに県下でも2件発生ということのなかで、罰金を科すことが必要ですが、販売の時点で、とにかく水際で売らないことを徹底していくことが重要だと考えます。	「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、薬物そのものの販売等の規制にも取り組むよう検討しています。
⑪自主規制基準と比べて「著しく」が追加されているが、どの程度で「著しく」と判断されるのか。	薬物の入手方法や使用方法について詳細かつ具体的に紹介することにより、薬物の使用を現実的に可能にするようなものを考えています。